

さっぽろコンテンツマーケット運営業務に係る公募型プロポーザル募集要項

1 委託業務名

さっぽろコンテンツマーケット運営業務

2 目的

デジタルコンテンツ流通の促進とそれに関わる新産業創出を図るため、さっぽろコンテンツマーケット「スポットライツ」を運営、このマーケットを有効に機能させるための専門職として、マーケットのコーディネーターを配置する。

コーディネーターは、ショートフィルムとしてマーケットに登録された作品を対象として業務を行うものとする。

3 委託業務の内容

(1) ディストリビューター、バイヤー等への情報提供・広報

マーケットの利用を促進するため、Web サイトやメールマガジン等を活用し、ディストリビューター、バイヤー等に対して定期的な情報発信を行い、関心を高める。

新たな作品の登録情報や、有力フィルムメーカーの最新の活動状況、アワード受賞状況等は特に重要な情報であり、それらの広報活動を重点的に行う。

上記の取組等により、ディストリビューター、バイヤー等のマーケットへの登録拡大を促す。

(2) フィルムメーカー等との連携構築

マーケットへの作品エントリーを希望するクリエイターや権利保有者等、国内外の映画祭とのネットワークを構築し、頻繁にコミュニケーションを取ることにより、フィルムメーカーの活動状況や最新作等の情報、マーケットに登録されている作品の権利関係の変化等の情報を把握する。また、フィルムメーカー等に対してマーケットへの作品登録を促すとともに、国内外の映画祭に対してもマーケットを通じた作品募集を促す。

また、当マーケットの利用者を増やすために、Web サイトやメールマガジン等を活用した広報活動を行う。

(3) 各種サポートサービスの実施

ディストリビューター、バイヤー等から要求があった場合、別表に定める基準でサポートサービスを行う。

(4) 作品データの更新とメンテナンス

ディストリビューター等が作品の権利関係を検索するための情報を入手し、最新のデータに更新する。同種の作品を集める等のパッケージ作業にも対応するものとする。

(5) 問い合わせ対応

マーケットに関する問い合わせに対して上記(1)～(4)の情報提供等を含めて確実に対応する。

(6) システム開発に関するアドバイス等

システム開発に関する会議に出席し、企画提案、アドバイス等を行なう。

4 業務履行期間

契約締結日から平成25年3月31日

5 予算上限額

2, 100千円（消費税及び地方消費税を含む）

6 参加資格

- (1) 札幌市内に主たる事務所を有していること
- (2) 3月29日(木)に開催する事前説明会に参加すること
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと
- (4) 札幌市税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと
- (5) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある者でないこと
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと
- (7) 特定の公職者（その候補者を含む）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とした者でないこと

7 事前説明会

プロポーザルへの参加を検討されている方は、事前説明会に参加してください。（事前説明会の参加を本業務の参加資格の一つとします）。

参加する場合は別紙「事前説明会参加書」を下記の担当あて3月27日（火）までに持参、郵送、電子メール、FAXで送付してください。

- (1) 日時・場所

平成24年3月29日(木) 10時00分

札幌市デジタル創造プラザ（札幌市豊平区豊平1条12丁目1-12）3F 研修室

- (2) 説明会の内容

本業務の趣旨、仕様、参加資格、提出書類、選定基準等について説明します。

- (3) 参加人数

参加人数は各団体2名までとします。

8 参加申込

- (1) 申込期間

平成24年3月22日(木)から4月5日(木)まで（土日を除く）

- (2) 申込時間

9時00分から17時00分まで

- (3) 申込書類

ア 参加申込書(様式1) 1部

- イ 団体の法人登記簿謄本 1部
- ウ 参加資格(3)～(7)に該当しない旨の申出書(様式2) 1部
- エ 企画提案書(様式任意) 6部
- オ 団体の業績が分かる資料 6部

(4) 申込方法

上記の申込書類を下記の担当まで必ず持参による提出してください。

(5) その他

- ア 申込書類の作成・提出に係る費用は申込者の負担となります。
- イ 申込書類に虚偽があった場合は失格とします。
- ウ 提出いただいた申込書類は返却しません。
- エ 同一団体からの複数の企画提案書の提出は認めません。
- オ 申込書類の著作権は申込者に帰属しますが、当財団が本件の選定の公表等に必要な場合は、当財団は申込書の著作権を無償で使用する事ができることとします。
- カ 申込後に辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出してください。

9 選定・契約

選定委員会を設置し、その選定委員会において最も高い評価を得た団体を業務委託契約の優先交渉団体とします。審査に際しては、書類選考により3者程度を選考し、選考された提案については、委員によるヒアリングを実施します(平成24年4月6日を予定)。なお、参加者が1者の場合でも別に定める最低基準点を超えた場合に限り契約候補者とします。

契約は、選定された優先交渉団体と当財団のあいだで詳細は交渉のうえ締結することとしますが、この交渉の結果、企画提案の一部を変更していただくことがあります。

なお、優先交渉団体との交渉が不調に終わった場合は、選定委員会において次点とされた団体と交渉する場合があります。

【本件に関する問い合わせ先】

財団法人さっぽろ産業振興財団 岩田 電話 011-807-6000 mail:iwata@sec.or.jp

【本件に関する提出先】

財団法人さっぽろ産業振興財団コンテンツ振興課

住所 〒062-0901 札幌市豊平区豊平1条12丁目1-12 札幌市デジタル創造プラザ

電話 011-817-8911 F A X 011-817-8912